

経済的な不安のある方に安心して治療を受けていただくために

無料低額診療事業

のご案内

無料低額診療事業とは、社会福祉法第二条第三項に基づいて経済的理由により適切な医療等を受けられない方々に対して、安心してより良い治療を受けていただくため、無料または低額で診療等を行う事業です。

利用対象者

当院で治療を受けられている方で、経済的な理由で医療費の支払いが困難な方です。ただし、収入など一定の条件があります。

利用方法

医療費の支払いについて心配ごとのある方は、地域医療福祉連携室までご相談ください。無料低額診療事業の対象になるか事情をお伺いいたします。

また、無料低額診療事業の対象とならなかった方の利用や分割での支払いなどを御紹介いたします。

対象となる医療費

当院での診療費に限ります。院外処方箋による調剤薬局でのお支払いなどは対象になりません。

申請に必要なもの

基準を満たしているかどうかを判断するため、申請の際には収入明細や民生委員の証明など資料のご提出をお願いいたします。あらかじめご了承ください。

当院では、無料低額診療事業のほかにも介護保険や福祉サービス、退院にあたっての心配事などの相談を承っております。どうぞお気軽に地域医療福祉連携室までご相談ください

社会福祉法人 北海道社会事業協会岩内病院（略称 岩内協会病院）

1階 地域医療福祉連携室

62-1021（代表）